

令和7年第4回定例会議案説明資料

1 議案第149号 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管

[1] 千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金事業（千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金事業費） P.2

[2] 民間保育園等運営費 P.3

2 議案第151号 令和7年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

[1] 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金貸付） P.4

3 議案第158号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

..... P.5

4 議案第159号 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

..... P.7

5 議案第160号 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

..... P.8

1 議案第149号 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管

[1] 千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金事業

(千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金事業費)

補正予算書14ページ

1 補正理由

寄附を受ける株式の評価額を含み、総額50億円程度の財産を目標とする「千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金」に対し、公益財団法人新日育英奨学会から時価30億円相当の新日本建設株式会社の株式を譲渡された。これに合わせ、本市からの積立金として、基金の1割程度のうち、3億5千万円を積み立てるものである。

2 補正予算額

【歳出】 積立金 350,000千円
【財源】 一般財源 350,000千円

(単位：千円)

区分		補正前	補正後	補正額
積立金		1,667,325	2,017,325	350,000
財源内訳	寄附金収入	1,500,000	1,500,000	0
	財産収入	17,325	17,325	0
	一般財源	150,000	500,000	350,000

3 基金の内訳

寄附の受入状況					受入時の市積立金	
	金額	時期	寄附者	備考	金額	対応時期
現金	15億円	R7.5	金綱一男氏	6月補正	1.5億円	6月補正
株式	30億円相当	R7.10	(公財) 新日育英奨学会	新日本建設(株) 1,626,900株	3.5億円	12月補正
合計	45億円相当				5億円	

[2] 民間保育園等運営費

補正予算書 14 ページ

1 補正理由

延べ入所児童数の増加や公定価格の単価増などにより不足した所要の経費を補正予算として計上する。

2 補正予算額

【歳出】 1, 909, 661 千円

【財源】 国費 927, 258 千円、県費 463, 628 千円

保育料 55, 144 千円、一般財源 463, 631 千円

(単位 : 千円)

		補正前	補正後	補正額
事 業 費		29, 256, 847	31, 166, 508	1, 909, 661
内 訳	国 費	14, 194, 066	15, 121, 324	927, 258
	県 費	6, 369, 266	6, 832, 894	463, 628
	保 育 料	1, 725, 927	1, 781, 071	55, 144
	一般財源	6, 967, 588	7, 431, 219	463, 631

3 補正金額の内訳

項 目	内 容	影響額
① 延べ入所児童数の増加	当初予算 : 213, 625人 決算見込み : 221, 606人 増加人数 : 7, 981人 (+3.7%)	10. 4億円
② 1歳児配置改善加算の新設等	1歳児配置改善加算の新設による加算額の増額等	8. 6億円
合 計		19. 0億円

2 議案第151号 令和7年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

[1] 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

（母子父子寡婦福祉資金貸付）

補正予算書24～30ページ

1 補正理由

近年の物価高の上昇等により、ひとり親家庭の経済状況も影響を受け、当初予算見込より母子福祉資金貸付金の執行額が増加していることから、不足する所要の経費を補正予算として計上する。

2 補正予算額

【歳出】 母子福祉資金貸付金 18,000千円

【歳入】 母子福祉資金繰越金 18,000千円

（単位：千円）

	補正前	補正後	補正額
母子福祉資金貸付金	138,353	156,353	18,000
母子福祉資金繰越金	244,534	262,534	18,000

3 補正内容

項目	内 容
母子福祉資金貸付件数の 増加	当初予算：287件 決算見込み：323件 增加件数：36件 (+8.9%)

3 議案第158号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案書48～55ページ

1 改正の趣旨

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、乳児院等の長や児童指導員等（※）の職員について、その任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えることとするほか、所要の改正を行う。

（※）乳児院等の長：乳児院の長、母子生活支援施設の長、児童養護施設の長、児童心理治療施設の長、児童自立支援施設の長

児童指導員等：児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員

2 改正内容

（1）千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

ア 乳児院等の長及び児童指導員等の任用要件への「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」の追加

児童福祉法の一部改正（令和4年法律第66号）により、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭ソーシャルワーカーを新設し、これが児童福祉司の任用要件として追加された。

このことを受けて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（以下「基準府令」という。）の一部が改正され、乳児院等の長及び児童指導員等の職員についてその任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとされたことから、本市においても、同様の改正を行う。

イ 児童自立支援専門員等の任用要件の見直し

児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員及び児童生活支援員について、基準府令の一部が改正され、それらの任用要件に精神保健福祉士の資格を有する者を追加することとされたことから、本市においても、同様の改正を行う。

ウ 乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときに当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるることとする改正

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、各保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、基準府令の改正が行われたことから、本市においても、同様の改正を行う。

エ　その他所要の規定の整備

(2) 千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

ア　一時保護施設の児童指導員の任用要件への「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」の追加

児童福祉法の一部改正（令和4年法律第66号）により、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭ソーシャルワーカーを新設し、これが児童福祉司の任用要件として追加された。

このことを受けて、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の一部が改正され、一時保護施設の児童指導員についてその任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとされたことから、本市においても、同様の改正を行う。

イ　その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和8年3月1日。ただし、2(1)ウ、エ及び(2)イについては、公布の日。

4 議案第159号 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案書56~60ページ

1 改正の趣旨

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、各保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施に資するよう、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の改正が行われたため、所要の改正を行う。

2 改正する条例

- (1) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

3 改正対象事業所等

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業、指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設

4 改正内容

母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する1歳6か月児・3歳児健康診査等の内容が、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づき、家庭的保育事業所等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、管理者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることを規定する。

<参考>

○母子保健法に基づく健康診査

…母子保健法において、「満1歳6か月を超える満2歳に達しない幼児」と「満3歳を超える満4歳に達しない幼児」に対して実施することとされている。

○家庭的保育事業所等が行う健康診断

…千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、「利用開始時の健康診断」、「少なくとも1年に2回の定期健康診断」及び「臨時の健康診断」を実施することとされている。

5 施行期日

公布の日

5 議案第160号 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案書61～65ページ

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部改正（令和7年法律第29号）に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）等が改正されたことから、本市の基準を定める条例等について、国の基準に合わせた所要の改正を行う。

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が改正されたことに合わせて、本市の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定の要件を定める条例について、所要の改正を行う。

2 改正する条例

- (1) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (3) 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

3 改正内容

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に園児に対する虐待となる行為の定義が規定されたことから、虐待等の禁止に係る規定について、同法を引用する規定に改める。

【対象】

- 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- 特定教育・保育施設

<参考>

「特定教育・保育施設」

…施設型給付費の支給を受けるために市町村の「確認」を受けた認定こども園、幼稚園及び保育所

(2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する1歳6か月児・3歳児健康診査等の内容が、千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年条例第21号)に基づき認定こども園が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、園長がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることを規定する。

【対象】

認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）

なお、幼保連携型認定こども園については、国の通知に基づき、同様の対応を可能とする。

<参考>

○母子保健法に基づく健康診査

…母子保健法において、「満1歳6か月を超える満2歳に達しない幼児」及び「満3歳を超える満4歳に達しない幼児」に対して実施することとされている。

○認定こども園が行う健康診断

…千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例において、「入園時の健康診断」、「少なくとも1年に2回の定期健康診断」及び「臨時の健康診断」を実施することとされている。

(3) その他所要の規定の整備

4 施行期日

公布の日。ただし、議案第160号第1条中千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する